

議案第24号

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条の2第2項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

